

## 伊方地域の緊急時対応（概要版）②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

## 参考2 伊方地域の緊急時対応(概要版)

2

2 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計数から割り出した数である。

## 伊方地域の緊急時対応（概要版）⑤UPZ（予防避難エリアを除く）における屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	警戒事態	施設敷地緊急事態	屋内退避／一時移転（1週間程度内に実施）の流れ	備考
マイクロシーベルトを超える区域	要避難行動支援者（医療機関）	愛媛県：2,175人 山口県：対象施設なし	愛媛県： 要避難行動支援者（社会福祉施設）	屋内退避（2施設設：2,175人）	<p>一時移転対象 病院</p> <p>一時指示</p> <p>一時移転 ※1緊急被ばく医療ドクターや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県が緊急被ばく医療ドクターや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。（施設毎の避難計画は策定済み）</li> </ul>
UPZ（発電所から離れた5～30km圏内）	要避難行動支援者（在宅）	愛媛県：3,850人 山口県：対象施設なし	要避難行動支援者（学校・保育所）	屋内退避（121施設設：3,850人）	<p>一時移転対象 福祉施設</p> <p>一時指示</p> <p>一時移転 ※1緊急被ばく医療ドクターや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の避難計画に基づき、あらかじめ選定している避難先施設へ避難、もしくは家族への引き渡し。 あらかじめ選定した避難先施設への避難もしくは家族への引き渡しができない場合は、愛媛県が受入先を調整。</li> </ul>
UPZ（発電所から離れた5～30km圏内）	要避難行動支援者（在宅）	愛媛県：5,136人 山口県：対象者なし	要避難行動支援者（学校・保育所）	屋内退避（5,136人）	<p>一時移転対象者 一時指示</p> <p>一時移転 ※1緊急被ばく医療ドクターや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係市町が準備した避難先に一時移転を行う。</li> <li>介護ベッド等が必要な要支援者は福祉避難所等へ移動。</li> </ul>
UPZ（発電所から離れた5～30km圏内）	要避難行動支援者（在宅）	愛媛県：14,045人 山口県：対象施設なし	要避難行動支援者（学校・保育所）	屋内退避（137施設設：14,045人）	<p>一時移転対象者等 一時指示</p> <p>一時移転 ※1緊急被ばく医療ドクターや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設敷地緊急事態になった時点まで受業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。</li> <li>保護者へ引き渡しができなかつた場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき一時移転先に移動し、保護者に引き渡す。</li> </ul>
UPZ（発電所から離れた5～30km圏内）	一般住民	愛媛県：87,080人 山口県：24人 計87,104人	保護者	屋内退避（87,104人）	<p>一時移転対象者 一時指示</p> <p>一時移転 ※1緊急被ばく医療ドクターや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。</li> <li>愛媛県では、自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、県が準備したバス等で移動。</li> <li>山口県では対象地域が離島のため船舶による避難を実施。</li> </ul>
合計		112,310人				

※2 一般住民の対象者数は、UPZ（予防避難エリアを除く）住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。  
※3 UPZ内の全住民が一齊には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時207ヶ所リセットを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施。

愛媛県が、域内のバス等会社から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、他県との応援協定や政府の支援の下、近隣県等から輸送手段を調達。